

八雲町教育・保育給付第3号認定利用者負担金について

令和7年4月1日現在

八雲町の利用者負担金（保育料）についての留意事項が記載してありますので、よくご確認ください。保育料は別紙「八雲町教育・保育給付第3号認定利用者負担金基準額表」により決定します。

1 保育料の算定について

●4月分～8月分保育料：前年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

●9月分～翌3月分保育料：当年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

※父母の市町村民税所得割課税額の合計が当てはまる階層が、保育料となります。

※国の定める基準額を上限に、各市区町村でそれぞれ階層・保育料を決定します。

◇下記①～③について、八雲町独自の子育て支援策として保育料減額措置を実施しています。

①国と同一の階層表を使用し、国基準額より30%軽減した保育料とする。

②同居祖父母等の市町村民税所得割課税額は計上しない。

③年度途中で3歳に到達した子どもの保育料について、3歳到達日（誕生日の前日）の翌月分から副食費と同等の額まで減額する。

2 多子軽減等について

●多子軽減A

- ・対象区分：市町村民税所得割課税額世帯合計が57,700円未満
（第3階層と第4階層の一部）の場合

最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子としてカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。住所を別にしているお子さんでも常に生活費、学費等を仕送りしている場合は保育料算定児童に含みますので八雲町へお問い合わせください。

●多子軽減B

- ・対象区分：市町村民税所得割課税額世帯合計が77,101円未満
（第3階層と第4階層の一部）のひとり親世帯等の場合

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）の子どもについては、生計を一にする兄弟がいる場合、年齢制限なく子どものうち最年長の子どもを第1子、下の子を第2子とカウントします。第2子以降は0円となります。

●多子軽減C

- ・対象区分：市町村民税所得割課税額の世帯合計が57,700円以上
（第4階層の一部から第8階層）の場合

同一世帯から2人以上の就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合において、該当の園に通園（通所）している最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。

《裏面もご覧ください》

●北海道多子軽減

- ・対象区分：市町村民税所得割課税額世帯合計が169,000円未満（第5階層まで）の場合

生計を一にする兄弟がいる場合、年齢制限なく子どものうち最年長の子どもを第1子、下の子を第2子とカウントします。0～2歳児の第2子以降であれば0円となります。住所を別にしているお子さんでも常に生活費、学費等を仕送りしている場合は保育料算定児童に含みますので八雲町へお問い合わせください。

3 保育料の納付について（※認定こども園八雲マリア幼稚園は別途園より案内あり）

- 納期限：各月25日（休日の場合は翌営業日）
※各月の納期限までに納付がない場合、督促状や催告書の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤め先への照会等）や差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- 納入方法：2種類あります。

1) 口座振替による納付・・・指定口座から引き落とします。

口座振替は所定の手続きが必要です。保護者（納付書の宛名）だけでなく、配偶者等の口座を指定することも可能です。ご希望の方は、金融機関または役場窓口（5番窓口）へ、預貯金通帳及び通帳使用印をお持ちの上お手続きください。

※ゆうちょ銀行のみ直接金融機関での手続きとなります。

【口座振替可能な金融機関】

北洋銀行（全支店）、渡島信用金庫八雲支店、北海道労働金庫（全支店）

新函館農業協同組合（全支店）、八雲漁協、落部漁協、ゆうちょ銀行

2) 納入通知書による納付・・・納期限までに、役場会計課窓口、落部支所、町内各金融機関にて納付してください。

4 保育料の児童手当からの徴収について（※認定こども園八雲マリア幼稚園は除く）

（1）児童手当受給者の申出に基づく徴収（公務員を除く）

児童手当受給者から申出書の提出がある場合、児童手当の全額又は一部について、保育料へ充当することが可能です。児童手当支払月の前月15日までに、印鑑をお持ちの上、役場5番窓口にてお手続きください。

（2）児童手当からの特別徴収

保育料を滞納している児童手当受給者の場合、八雲町の判断により児童手当から保育料を徴収します。対象となる方には各支払月の前月に通知します。

5 その他のお知らせ

- ・離婚や結婚、転居、転職、退職などにより、給付認定申請書、就労証明書など役場に届け出ている状況と現在の状況が変更となる場合は、早急にお申し出ください。
- ・確定申告等により税額が変更となった場合、早急にお申し出ください。

お問い合わせ先

八雲町住民生活課児童係

☎ 0137-62-2112